

伊那市に居住し、
上伊那の事業所※に就職した方の

奨学金の返還を 支援します!

若者「E・J・U」
移住
定住促進

最大5年間で60万円補助

年度中に返還した奨学金の額の2/3以内(上限12万円/年)



伊那市では、地域産業の担い手となる若者の人材確保を図るため、市内に定住し、上伊那郡の事業所※に就職する方を対象に、在学中に借り入れた奨学金の返還に係る費用の一部について補助します。

※補助対象となる就職先には、業種の指定があります。詳しくは「対象就職先」をご確認ください。

■ 対象者

大学、大学院、短期大学、専修学校(専門課程)、大学校を卒業した30歳未満の方で、伊那市に定住し、かつ上伊那郡内の指定する業種の事業所に就職する方。

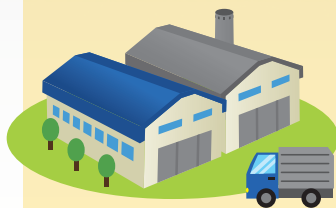
※対象者として事前に認定を受ける必要があります。(詳しくは、裏面の「事前認定の申請方法」をご覧ください。)



■ 対象就職先

総務省 日本標準産業分類(大分類)のうち、以下に該当する上伊那の事業所が対象です。

㊦農業、林業 ㊧建設業 ㊨製造業 ㊩情報通信業 ㊪運輸業、郵便業 ㊫卸売業、小売業 ㊬学術研究、専門、技術サービス業のうち、学術・開発研究機関、広告業、技術サービス業(他に分類されないもの) ㊭宿泊業、飲食サービス業 ㊮生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業・その他の生活関連サービス業 ㊯医療、福祉のうち、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、及び同事業以外で看護師資格を有する者が従事する事業 ㊰サービス業(他に分類されないもの)のうち、廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業



■ 対象奨学金

日本学生支援機構 第一種奨学金・第二種奨学金
厚生労働省 技能者育成資金融資制度 など



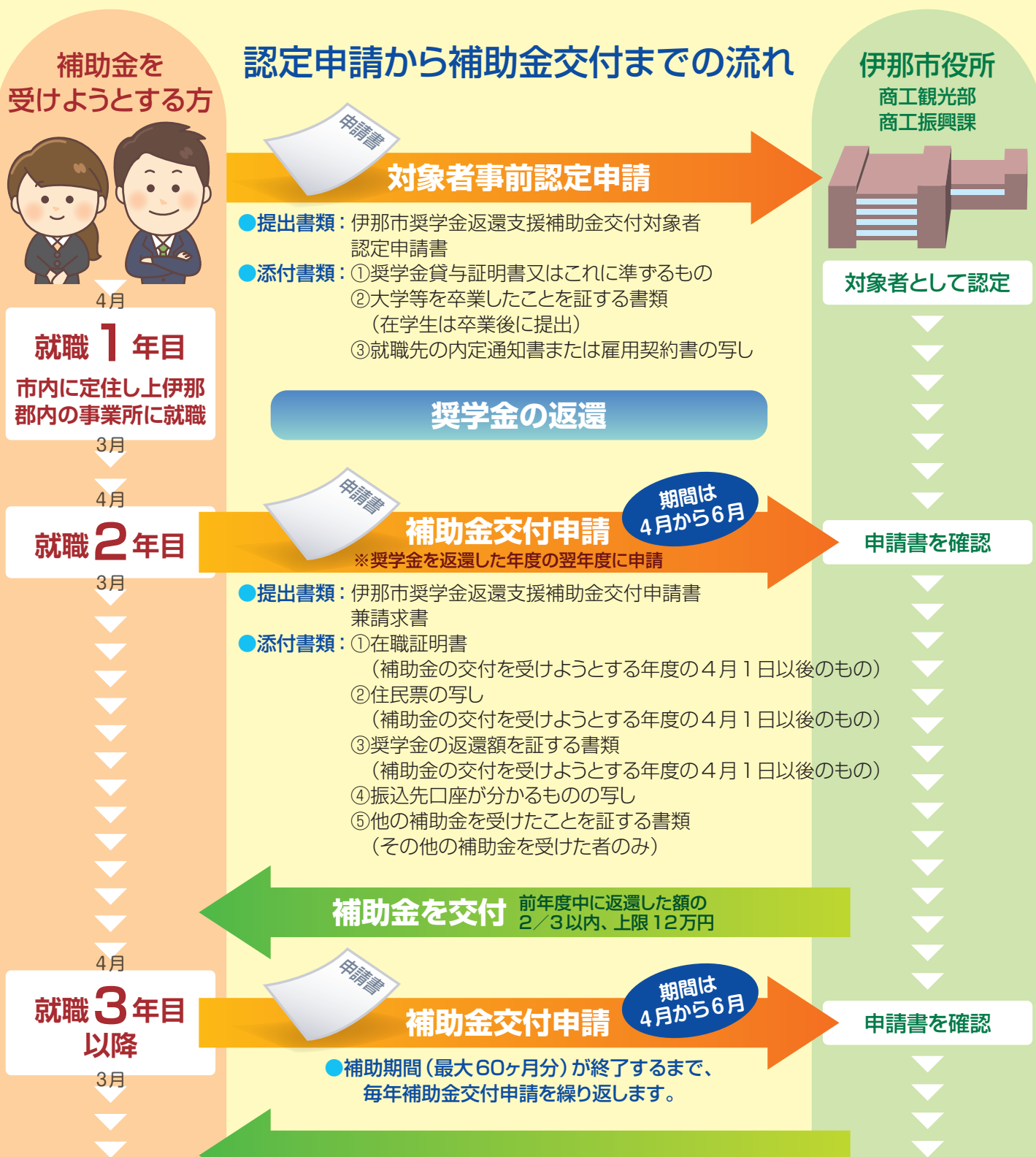
伊那市
イメージキャラクター
「イーナちゃん」

詳しくは裏面をご覧ください

■ 事前認定の申請方法

補助金の交付を受けようとする方は、最初に上伊那郡内の事業所に就職する予定日の1年前から就職する日までに**事前に認定を受ける必要があります。**

※認定を受けた方は、認定を受けた日から1年以内に、上伊那郡内の事業所に就職しなかったときは、認定が取り消されます。



■ 問い合わせ

伊那市役所 商工観光部商工振興課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地
電話 0265-78-4111（内線2431・2432） E-mail: skk@inacity.jp

伊那市ホームページでのご案内はこちら

